

事務所通信

2005 年7月号

No. 1



～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://terumori.jp>

『自動車リサイクル法』が施行されました

1. 自動車リサイクル法って何ですか？

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、1年1400万台出るといわれる廃車を有効活用するため、使用済み自動車の回収費用を消費者に負担してもらい、不法投棄を減らす目的で制定されました。

世界でも日本が初めての制度です。2005年1月1日から施行になりました。

2. リサイクル料金の概要

リサイクル料金項目	リサイクル料金の水準
シュレッダーダスト料金	軽・小型乗用車 7千円～1万6千円程度 普通乗用車 1万円～1万8千円程度
エアバック類料金	
フロン類料金	
情報管理料金	130円
資金管理料金	380円（新車購入時） 480円（車検時又は廃車時）

3. 経理処理はどのようにしたら良いでしょうか？

* リサイクル料金を支払ったとき（新車購入のとき）

預託金

雑費（課税） / 現金

（資金管理料金は預託金にふくまれないため、雑費等の経費処理をします）

* 転売の時

現・預金 / 預託金

* 廃車の時

雑損失（不課税） / 預託金

（預託金は「投資等」で科目を作成する）

（注）現在、市場に出ている自動車については中古車の購入時や車検のとき、又は廃車の際にリサイクル料金を負担することになります。

ご不明の点がございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

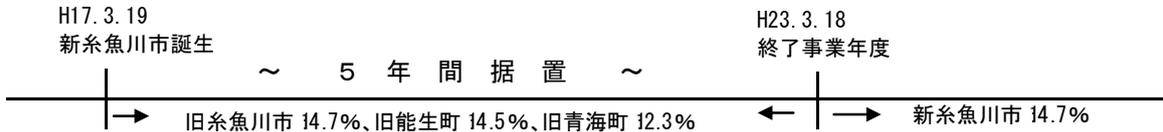
所長 加藤輝守

合併後の税金

★平成17年3月19日に、糸魚川市・能生町・青海町が合併し、新糸魚川市が誕生しました。
それに伴い、新糸魚川市の法人市民税の納付税額が以下ようになりますのでご参照下さい。

● 法人税割額は？

平成23年3月18日までに終了する事業年度分については、不均一課税となります。
これ以降は、糸魚川市の税率（14.7%）となります。



● 均等割額は？

平成18年2月決算まで、税額が変わります!!

※下表は50,000円の均等割をもとに計算してありますので、参考にして下さい。

事例1：旧市町の1つのみに事務所等がある法人

・事業年度 H16. 6～17. 5 ・均等割額 50,000
 ・本店所在地：旧糸魚川市
 旧糸魚川市相当分 50,000× 9月÷12月=37,500（百円未満切捨）
 新糸魚川市相当分 50,000× 2月÷12月=8,300（百円未満切捨）
 37,500 + 8,300 = 45,800円

事例2：旧市町の2つ以上に事務所等がある法人

・事業年度 H16. 6～17. 5 ・均等割額 50,000
 ・本店所在地：旧糸魚川市、支店：旧能生町
 旧糸魚川市相当分 50,000× 9月÷12月=37,500（百円未満切捨）
 旧能生町相当分 50,000× 9月÷12月=37,500（百円未満切捨）
 新糸魚川市相当分 50,000× 2月÷12月=8,300（百円未満切捨）
 37,500+37,500+8,300= 83,300円

決算月	事業年度	旧糸魚川市分	旧能生町分	旧青海町分	新糸魚川市分	合計金額
		金額	金額	金額	金額	
3月決算法人	H16. 4～17. 3	50,000×11月/12月 45,800円	50,000×11月/12月 45,800円	50,000×11月/12月 45,800円	50,000×1月/12月 4,100円	141,500円
4月決算法人	H16. 5～17. 4	50,000×10月/12月 41,600円	50,000×10月/12月 41,600円	50,000×10月/12月 41,600円	50,000×1月/12月 4,100円	128,900円
5月決算法人	H16. 6～17. 5	50,000×9月/12月 37,500円	50,000×9月/12月 37,500円	50,000×9月/12月 37,500円	50,000×2月/12月 8,300円	120,800円
6月決算法人	H16. 7～17. 6	50,000×8月/12月 33,300円	50,000×8月/12月 33,300円	50,000×8月/12月 33,300円	50,000×3月/12月 12,500円	112,400円
7月決算法人	H16. 8～17. 7	50,000×7月/12月 29,100円	50,000×7月/12月 29,100円	50,000×7月/12月 29,100円	50,000×4月/12月 16,600円	103,900円
8月決算法人	H16. 9～17. 8	50,000×6月/12月 25,000円	50,000×6月/12月 25,000円	50,000×6月/12月 25,000円	50,000×5月/12月 20,800円	95,800円
9月決算法人	H16. 10～17. 9	50,000×5月/12月 20,800円	50,000×5月/12月 20,800円	50,000×5月/12月 20,800円	50,000×6月/12月 25,000円	87,400円
10月決算法人	H16. 11～17. 10	50,000×4月/12月 16,600円	50,000×4月/12月 16,600円	50,000×4月/12月 16,600円	50,000×7月/12月 29,100円	78,900円
11月決算法人	H16. 12～17. 11	50,000×3月/12月 12,500円	50,000×3月/12月 12,500円	50,000×3月/12月 12,500円	50,000×8月/12月 33,300円	70,800円
12月決算法人	H17. 1～17. 12	50,000×2月/12月 8,300円	50,000×2月/12月 8,300円	50,000×2月/12月 8,300円	50,000×9月/12月 37,500円	62,400円
1月決算法人	H17. 2～18. 1	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×10月/12月 41,600円	53,900円
2月決算法人	H17. 3～18. 2	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×1月/12月 4,100円	50,000×11月/12月 45,800円	58,100円
	それ以降				50,000円	50,000円

(注) ・ 新糸魚川市の従業員数合計が、50人超になると均等割額が変わりますので、ご注意下さい。
 ・ 糸魚川市以外の合併の場合、その他ご不明な点がございましたら、担当者にご質問下さい。

社会保険料・雇用保険料

今お使いの料率表で大丈夫ですか？

●給与から徴収される、社会保険料、雇用保険料が、毎年のように改正となり変更されています。知らない間に改正されていた！！なんてこともあるかと思しますので、ご確認ください。

社会保険料

- ・政府管掌健康保険（介護保険第2号被保険者）

平成 17年 3月 1日 改正

- ・厚生年金保険

平成 16年10月 1日 改正

- 最新の保険料月額表をご希望の方は、担当者までお申し付け下さい。
- 上記保険料月額表は、社会保険庁ホームページにてダウンロードできます。
<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo11.htm>
- 健康保険組合における保険料額については、加入する健康保険組合へお問い合わせ下さい。

- ・賞与にかかる保険料（事業主と被保険者で折半負担）

$$\begin{aligned} \text{○健康保険：保険料} &= \left[\begin{array}{l} \text{標準賞与額} \\ \text{1,000円未満切捨} \\ \text{上限：2,000,000} \end{array} \right] \times \left(\begin{array}{l} \text{介護非該当} \quad \frac{82}{1000} \\ \text{介護該当} \quad \frac{94.5}{1000} \end{array} \right) \\ \text{○厚生年金保険：保険料} &= \left[\begin{array}{l} \text{標準賞与額} \\ \text{1,000円未満切捨} \\ \text{上限：1,500,000} \end{array} \right] \times \frac{139.34}{1000} \end{aligned}$$

雇用保険料

平成 17年4月 1日 改正

★この度の改正給料の天引きの際雇用保険料額表は廃止となっていますので各人料率を乗じて計算することになります。

事業の種類	改正後保険率	改正前保険率
一般の事業	19.5/1000 (8/1000)	17.5/1000 (7/1000)
農林水産	21.5/1000	19.5/1000
清酒製造の事業	(9/1000)	(8/1000)
建設業	22.5/1000 (9/1000)	20.5/1000 (8/1000)

預金保険制度(ペイオフ)

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない普通預金は「決済用」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

預金保険制度の対象となる金融機関は、次の通りです。

- ・銀行(日本国内に本店のあるもの) ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫
- ・信用中央金庫 ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

なお、農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農林水産協同組合貯金保険制度に加入しています。

預金等保護の姿		
預金等の分類	平成17年4月から	
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外

具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

糸魚川税務署

※平成17年6月9日 糸魚川税務署前発表

法人名	納 税 地 代表者名	申告所得金額 (千円)	事業年度
糸魚川発電(株)	糸魚川市上刈7-1-1 大槻 猛志	467,627	H 16 . 3 . 1 H 17 . 2 . 28
ひすい農業(協)	糸魚川市大町1-3-4 五十嵐 忠義	300,318	H 16 . 3 . 1 H 17 . 2 . 28
新潟ポリマー(株)	糸魚川市大和川715 青木 秀明	98,486	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31
医療法人社団一栄会	糸魚川市横町5-9-12 吉田 孝太郎	81,345	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31
小畑工業(株)	糸魚川市大字田海1239 小畑 涼治	54,016	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31
(株)永井住建	上越市名立区田野上443 永井 千義	50,293	H 16 . 4 . 1 H 17 . 3 . 31

平成16年度新潟県内所得ランキング

※平成17年6月17日新潟日報抜粋

(単位 百万円)

順位		会 社 名	住 所	申告所得	増減率
本年	前年				
1	10	第四銀行	新潟市	10,420	200.4%
2	3	北越製紙	東京都	10,141	83.4%
3	1	コメリ	新潟市	9,565	5.7%
4	4	有沢製作所	上越市	7,253	51.4%
5	2	大光銀行	長岡市	6,819	-23.0%
6	19	アークランドサカモト	三条市	3,667	100.4%
7	6	日本精機	長岡市	3,422	-10.4%
8	18	亀田製菓	新潟市	3,244	70.3%
9	7	ポラテクノ	上越市	3,219	-15.4%
10	13	セコム上信越	新潟市	3,193	20.7%
11	11	新潟県労働金庫	新潟市	3,156	-5.8%
12	-	コロナ	三条市	3,110	-
13	12	朝日酒造	長岡市	3,070	-5.2%
14	-	ニイガタマシテクノ	新潟市	2,758	-
15	16	第一建設工業	新潟市	2,217	-7.9%
16	14	田中産業	上越市	2,209	-10.4%
17	27	三幸	新潟市	2,170	60.3%
18	22	北陸ガス	新潟市	2,055	27.0%
19	20	日本海エル・エヌ・ジー	聖籠町	1,752	-0.2%
20	26	新潟運輸	新潟市	1,688	23.1%
21	36	新潟総合テレビ	新潟市	1,625	47.9%
22	9	福田組	新潟市	1,556	-55.6%
23	23	ナミックス	新潟市	1,490	-7.1%
24	29	ハーモニック	三条市	1,336	3.7%
25	39	立川メディカルセンター	長岡市	1,320	30.4%
26	34	ハードオフコーポレーション	新発田市	1,289	14.6%
27	68	三条信用金庫	三条市	1,277	93.5%
28	630	原信	長岡市	1,243	-2.7%
29	35	遠藤商事	燕市	1,215	8.2%
30	25	新潟伊勢丹	新潟市	1,174	-23.9%

研修予定

日 時	研修内容	場 所	講 師	参加費
7月13日(水) 午前10時～午後3時	融資相談会	加藤税理士事務所	国民金融公庫 高田支店	無料
7月25日(月) 午前10時30分～午後6時	社会との調和と顧客への価値提供プロセス	加藤税理士事務所	経営コンサルタント 赤塚 陽一先生	3,000円
8月22日(月) 午前10時30分～午後6時	戦略策定・展開と情報マネジメントについて	加藤税理士事務所	経営コンサルタント 赤塚 陽一先生	3,000円

※

※の融資相談会につきましては、1社30分ずつで、予定しておりますので、事前に希望時間をお知らせ下さい。

～ おもしろ雑学 ～

・冷房に対する「寒さ負け」を予防するには、室温と外気温との差を5度以内にする。そして、室温を25度以下にしない。冷房に直接あたらない、外から帰ったら汗をふき取る等の予防策が必要。



教育マガジン「ソコソコ」-おもしろ雑学集より



休日カレンダー



7月(文月)JULY

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

・網掛けの日が当事務所の休日です。

7月の税務

- 7月11日 本年6月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 7月11日 本年1月分～6月分納期の特例源泉所得税納付
- 7月11日 社会保険料算定基礎届
- 7月15日 所得税減額申請
- 7月31日 本年5月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年5月決算法人 消費税確定申告・納付
本年11月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
本年11月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。